

長福第 119 号の 2  
令和 4 年 8 月 24 日

長岡市障害者施策推進協議会  
委 員 各 位

長岡市長 磯田 達伸

令和 3 年度長岡市障害者施策推進協議会における委員からの  
再質問等に対する回答について

時下ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、令和 4 年 3 月 15 日（火曜日）から 3 月 25 日（金曜日）までの期間  
で書面開催した標記会議において委員の皆様から寄せられた質問及び意見に  
対し、5 月 23 日付けで回答させていただいたところ、再び質問及び意見が寄  
せられました。

については、質問及び意見について別添のとおり回答いたしますので、御査  
収いただきますようお願いいたします。

#### 記

#### 1 配布資料

- ・第 6 期長岡市障害者基本計画・障害福祉計画、第 2 期障害児福祉計画の  
進捗状況に関する再質問等に対する回答

担 当：福祉保健部福祉総務課企画係 尾山  
住 所：〒940-8501 長岡市大手通 1-4-10  
電 話：(0258) 39-2371  
F A X：(0258) 39-2275  
E-mail：fukushi@city.nagaoka.lg.jp

## 第6期長岡市障害者基本計画・障害福祉計画、第2期障害児福祉計画の 進捗状況に関する再質問等に対する回答

先日お送りした質問等への回答に対し、再度質問等をいただきましたので、以下のとおり回答いたします。

### (1) 令和3年度長岡市障害者施策推進協議会資料 (No. 2-1 整理番号 1～4) についての御質問等

いただいた御質問等①
<p>前回の質問全文(資料 No. 2-1 整理番号 1～4)を参考掲載します。</p> <p>&lt;前回質問の全文&gt;</p> <p>第6期長岡市障害者基本計画・障害福祉計画、第2期障害児福祉計画 (P. 23)</p> <p><b>第1章 差別解消に向けた相互理解への取り組み</b></p> <p><b>第2節 障害と障害のある人に対する理解の普及啓発</b></p> <p>「◆現状と課題」の2つ目の○の4行目からにおいて、</p> <p>「障害を理由とする不当な差別的取り扱いの禁止、社会的障壁を除去するための合理的配慮の提供といった障害者差別解消法の趣旨や、障害と障害のある人に対しての正しい理解を深めるため、各種の取組による効果的な啓発広報を行う必要があります。<u>とりわけ、民間事業者については、障害のある人が日常的に利用するところであるため、いかに効果的に周知を行っていくかが課題となっています</u>」とし、これを受ける形で、</p> <p>「◆計画の方向」(Plan)の6つ目の○において、</p> <p>「市政だより等で障害者差別解消法や障害者理解に関する広報周知を行うとともに、障害者差別解消法の趣旨や障害者に関する理解の促進を目的とした出前形式の講座により、市民及び民間事業者等への啓発活動に努めます。」としています。</p> <p>① 主要事業実施状況からは、「障害者への理解促進」に関しては様々な取り組みが行われ、その実績 (Do) と評価 (Check) を確認できますが、「障害者差別解消」に関しては、記載が全くなく実績 (Do) と評価 (Check) を確認することができません。令和3年度の「障害者差別解消」の取り組みに関する実績 (Do) と評価 (Check) について教えてください。【再掲】</p> <p>② 削除された文章に「<u>とりわけ、民間事業者への周知が課題</u>」としている部分があります。民間事業者への周知についての取組 (Do) とその評価 (Check) について教えてください。</p>
回答①
<p>① 障害当事者団体、障害者の家族団体、ホームページを通じて障害者差別の解消に関するアンケートを実施しました (回答数 69 件)。また、障害者週間におい</p>

てホームページや市政だよりを活用し、差別解消や障害者に関わるマークを掲載し、周知を図りました。障害者差別解消支援地域協議会を書面開催し、庁内事例及びアンケート結果等の情報共有を行いました。引き続き市民及び事業者等への周知啓発に取り組んでまいります。【再掲】

- ② 障害者差別解消法に係る民間事業者向けのリーフレットを長岡市ホームページに掲載しました。また、景況調査の対象企業（400社）に対してリーフレットを送付しました。障害者差別解消法については、罰則規定がある雇用促進法と比べて未だ認知度が低いと認識しておりますので、より多くの方に知っていただくことができる効果的な周知方法を今後とも検討してまいります。

## （２）前回の回答に対する御質問等

いただいた御質問等①
<p>【障害者差別の解消に関するアンケート調査について】 調査の方法と結果についてももう少し詳しく教えてください。</p> <p>&lt;調査方法&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ サンプリングの方法</li><li>・ 調査対象件数とその属性</li><li>・ 回収率</li></ul> <p>&lt;結果の内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 「不当な差別的取扱い」「合理的配慮の不提供」それぞれの結果</li><li>・ 障害種別の結果</li></ul> <p>&lt;調査結果の受け止め等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ この調査結果から何がわかりましたか。</li><li>・ 長岡市としてこの結果をどのように受け止めをしていますか。</li><li>・ 結果を踏まえ、どのような取組が必要と考えますか。検討結果を教えてください。</li></ul>
回答①
<p>&lt;調査方法&gt;</p> <p>長岡市内 11 の障害者当事者団体及び障害者家族団体を通じて、アンケート用紙を会員に配布していただき、ご協力いただきました。また、インターネット上で回答できるアンケートフォームも作成しました。</p> <p>回答数は 69 件でした。障害種別は、肢体不自由 9 件、視覚障害 8 件、音声・言語・そしゃく機能障害 1 件、聴覚・平衡機能障害 30 件、内部障害 6 件、知的障害 9 件、精神障害 1 件、発達障害 4 件、記入なしが 1 件となっております。</p>

### <結果の内容>

#### ○不当な差別的取り扱い

- ・子供が小さいときに皮膚科を受診した際に、待合室でうるさいということでレントゲン室で親子で待たされたことがあり、とても嫌な思いをした。20年たった今でも忘れられない（知的障害）

#### ○合理的配慮の不提供

- ・銀行の窓口など当事者を無視せず本人に確認をとってほしい（視覚障害）
- ・歩道の段差や置物があったりして恐くて歩けない（視覚障害）
- ・スーパーでカウンターの人に、アプリサービスを利用する際にスマホの操作が分からないので問い合わせたが、耳が聞こえないことを伝えたのにいい加減な対応でメモに書いたりせず、バカにしたような態度をされた（聴覚障害、発達障害）
- ・とある店で長い列を待っていたところ、マスクを着用したまま話しかけてきたけれど「耳がきこえません。すみません。」と言ったら冷たい顔で無視され、残念だった（聴覚障害）
- ・人工肛門を着けているが、温泉施設などに行って着替えをしている時に装具を見て「それは何の袋ですか？」とか「漏れないですか？」と言われ嫌な思いをした（内部障害）
- ・病院の廊下や薬局等で「透析患者ですね」、「これから透析ですか」と声をかけられる。周りには知られたくない（内部障害）
- ・直接差別を受けたことではないが、事件が起きた時にひきこもっているとか障害があるからといった理由で犯罪を起こしたかのような会話を耳にすることがあった。障害が直接的な理由ではない。障害を持っている人が犯罪を犯すことはイコールではない。障害に対する理解を広めてほしい。身体障害や知的障害と違い発達障害は理解されにくい。発達障害でもこだわり（聴覚過敏等）はわかりやすいが、それ以外は理解されにくいと思う（発達障害）

※なお、障害者差別解消法施行前の事例も含まれているようです。

### <調査結果の受け止め等>

この調査結果から、障害者とその家族が、差別や周囲の無理解により不便さを感じていることが改めて浮き彫りとなりました。

まだまだ周知不足であることから、広報及びイベント等での啓発活動等、強化してまいります。

また、今回のアンケートを通じて、当事者から直接ご意見をお寄せいただくことの重要性を再認識しました。今後も、アンケート調査や当事者団体との意見交換会の場を活用して情報収集してまいります。

いただいた御質問等②

【民間事業者の認識度の把握について】

- ① 障害者を調査対象とした「障害者に対する差別」に関しては、これまでも「長岡市障害者生活実態調査」のなかで調査を実施していますが、障害者差別解消法において「差別解消のための措置等」が求められている民間事業者については、調査が実施されていないように思われます。民間事業者への合理的配慮の義務規定を新たに盛り込んだ改正障害者差別解消法の施行も予定されています。障害者差別解消法の趣旨が民間事業者にどの程度浸透しているかについて長岡市はどのように把握しているか教えてください。
- ② なお、長岡市のホームページ「～障害のある人もない人も共に生きる社会を目指して～障害者差別解消法（平成 28 年 4 月施行）最終更新日 2022 年 2 月 3 日）」において、障害者差別解消法に対する長岡市の取り組みとして、①市役所内部の取り組み ②障害者差別解消支援地域協議会の設置 ③市民への普及・啓発活動の実施の三点をあげていますが、この中に民間事業者が入っていないのはなぜですか。併せて教えてください。（長岡市障害者基本計画では「市民及び民間事業者等への啓発活動に努めます。」とあります。）

回答②

- ① 長岡市（産業立地課）では、障害者雇用促進法の趣旨を踏まえ、障害者就労支援推進員を配置し、推進員と職員が民間事業者を訪問し、相談体制の整備状況や雇用環境の整備状況を確認しております。
- ② ホームページについてはご指摘のとおり修正しました。

いただいた御質問等③

【差別解消のマークについて】

「障害者週間において～中略～、差別解消や障害者に関わるマークを掲載し、周知を図りました。」とあります。障害者に対する理解促進を図るための「障害者に関わるマーク」については確認しましたが「差別解消に関わるマーク」は確認できませんでした。「差別解消に関わるマーク」とはどのようなものなのか教えてください。

回答③

障害者に関わるマークを市民の方に知ってもらうことが差別解消に繋がると考えておりますので、このような表現をさせていただきました。

いただいた御質問等③
<p><b>【障害者差別解消支援地域協議会との情報共有による効果について】</b></p> <p>障害者差別解消支援地域協議会の構成機関・団体は、令和3年度の長岡市からの情報共有（提供）を受けて各分野においてそれぞれ必要な取り組みを行っていると思われます。</p> <p>① 令和3年度、長岡商工会議所は、傘下の民間事業所に対してどのような取り組みを行ったのか教えてください。</p> <p>② また、同地域協議会が発足して以降、長岡商工会議所における傘下の民間事業所に対する取組状況についても併せて教えてください。</p>
回答③
<p>① 商工会議所については協議会の内容を職場で情報共有をされていると聞いています。</p> <p>② その後会員に対しての働きかけが課題となっております。</p>

(3) 令和3年度長岡市障害者施策推進協議会資料（No. 2-1 整理番号 27～30）についての御質問等

いただいた御質問等①【再掲】
<p>第6期長岡市障害者基本計画・障害福祉計画、第2期障害児福祉計画（P. 40～41）</p> <p><b>第4章 雇用促進と就労支援</b></p> <p><b>第1節 雇用・就労施策の推進</b></p> <p>「◆現状と課題」の1つ目の○の5行目後段からにおいて、</p> <p>「障害者雇用促進法に定めのある雇用している障害者に対する不当な差別的取り扱いの禁止及び合理的配慮の提供義務の観点も踏まえながら、引き続き障害者雇用についての理解・促進に努める必要があります。」とし、これを受ける形で、</p> <p>「◆計画の方向」（Plan）の4つ目の○4行目後段からにおいて、</p> <p>「あわせて、職場における『不当な差別的取り扱いの禁止』『合理的配慮の提供』『障害者からの相談に対応する体制整備』について、事業主に周知を図ります。」としています。</p> <p>主要事業実施状況からは、「障害者の雇用促進」等に関しては様々な取り組みが行われ、その実績（Do）と評価（Check）を確認できますが、「不当な差別的取り扱いの禁止」「合理的配慮の提供」「障害者からの相談に対応する体制整備」の周知に関しては、記載が全くなく実績（Do）と評価（Check）を確認することができません。</p> <p>令和3年度の労働分野における「障害者差別解消」の取り組みに関する実績（Do）と評価（Check）について教えてください。</p>

回答①【再掲】

<整理番号 27>

障害者雇用促進事業における企業訪問において、障害者就労・生活支援センターなど各支援機関の紹介、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づいた法定雇用、差別の禁止・合理的配慮の提供・相談体制の整備の義務化、職場実習制度などの情報提供をし、障害者雇用についての周知・理解促進に努めています。

<整理番号 29>

障害者職場実習支援等就労促進事業において、企業実習の際にジョブサポータを派遣することにより、実習受入先企業の不安軽減につながるとともに、障害者本人の課題の明確化や解決方法を一緒に考えることで、障害に対する企業側の理解を得られるよう努めています。

<整理番号 30>

障害者ワークステーション運営事業においては、障害者スタッフがナカドマのテーブルや椅子の除菌作業などを通して市民の方と関わる機会をもつことで、市民の障害理解や障害者雇用の理解の促進につなげるよう取り組んでいます。

いただいた御質問等②

「障害者雇用促進事業における企業訪問により、差別の禁止・合理的配慮の提供・相談体制の整備の義務化などの情報提供をし、障害者雇用についての周知・理解促進に努めています。」とありました。障害者雇用促進事業における企業訪問状況について教えてください。

- ① 長岡市内の同事業による訪問対象企業数は何社ですか。
- ② 令和3年度と令和2年度の訪問実績は何件ですか。
- ③ 長岡ハローワークにおける「差別の禁止・合理的配慮の提供・相談体制の整備の義務化」に関する事業所等からの相談実績について教えてください。また主な内容など差し支えない範囲で教えてください。

回答②

- ① 主な目安として、従業員30人以上かつ求人が出ている企業を訪問しております。参考として、市内の従業員30人以上の事業者は796社（令和3年度長岡市統計年鑑）となっております。
- ② 令和3年度の企業訪問数は137社、令和2年度の企業訪問数は137社となっております。
- ③ ハローワーク長岡において相談実績はありませんでした。

いただいた御質問等③
<p>【相談体制の整備状況について】</p> <p>障害者雇用促進法は、障害者からの相談に適切に対応するために雇用管理上必要な相談体制の整備を義務規定として民間事業主に対して求めています。</p> <p>① この相談体制整備の達成状況を教えてください。</p> <p>② どのような方法で、達成状況の確認をしているか教えてください。</p>
回答③
<p>① 障害者就労支援員等による企業訪問の状況や法定雇用率の達成状況等から推測しておりますが、機を見て状況の把握に努めてまいります。</p> <p>② 障害者雇用促進法の趣旨を踏まえ、障害者就労支援推進員を配置し、推進員と職員が民間事業者を訪問し、相談体制の整備状況や雇用環境の整備状況を確認しております。</p>

(4) その他の御質問等

いただいた御質問等①
<p>質問ではありませんが、以下は気がついた点をご連絡します。</p> <p>「令和2年度第4回標記協議会（令和3年3月11日）の議事録（最終更新日2021年2月10日）がホームページにUPされていない」旨を3月25日付けメールでお知らせしましたが、本日のホームページ（最終更新日2022年4月28日）においても掲載されていません。改めての連絡になりますが、ご確認ください。</p>
回答①
<p>令和2年度第4回標記協議会の議事録を掲載しました。掲載が遅れ、大変申し訳ありませんでした。</p>

いただいた御質問等②
<p>令和元年度第2回長岡市障害者施策推進協議会については、今回と同様に書面会議でした。本日ホームページで同会議録を確認したところ、「質問に対する回答」の質問部分は記載されていますが、長岡市の回答部分は空欄となっています。ご確認の上、今回も同様なことがないようにご留意願います。</p>
回答②
<p>令和元年度第2回長岡市障害者施策推進協議会の「質問に対する回答」を修正いたしました。今後、このようなことがないように注意してまいります。</p>



いただいた御質問等③

このたび、市長名で送付された回答文の標題が「第5期長岡市障害者基本計画・障害福祉計画、第1期障害児福祉計画の進捗状況に関する質問等に対する回答」となっています。第6期、第2期の誤りではないかと思えます。

回答③

御指摘のとおり、「第6期長岡市障害者基本計画・障害福祉計画、第2期障害児福祉計画の進捗状況に関する質問等に対する回答」の誤りです。「第5期、第1期」を、「第6期、第2期」に読み替えてくださいますようお願いいたします。大変申し訳ありませんでした。